

公有財産活用・災害対策特別委員会

日時：平成 21 年 8 月 31 日（月）午後 1 時 30 分から

場所：議会 第 1 委員会室

（報告事項）

1. 庁舎（川口市役所）の考え方について

～新庁舎を建設する場合には、建設位置や建設規模、事業費、財源等基本的な事項について、総合的に検討を図り、基本的な構想、いわゆる基本構想が策定され、事業化が図られていく方式が一般的である。

前回の公有財産活用・災害対策特別委員会（5 月 28 日）で補強工事に 61 億円、建替えには約 85 億円（本庁舎 12,000 m²、駐車場約 6,455 m²）と部局から報告あり。

今後の方向性⇒建替えについて検討していくうえで、工事費に大きく関わる『規模』から、検討を進めていく事が妥当と判断

●本庁舎周辺に分散している庁舎や分室も、市民サービスの面から同一建物内に収めることとして、新庁舎を建設する場合の、規模について整理する事となる。仮に本庁舎の規模を、総務省の示す算定方法（地方債事業費算定基準）による約 32,000 m²とすると、近年の建設事例から見た m²単価 35 万円としても、建設費には 112 億円の費用が見込まれる。⇒市民の利便性を向上させつつ、コンパクトな本庁舎機能とする観点をもって、窓口業務などを中心とした、市民サービスの提供のあり方も同時に検討して、本庁舎の規模の縮小化を図ることを考慮しながら、駐車場・駐輪場スペースも適正規模を検討していく事が大切である。

2. 災害時用援護者対策について

【災害時用援護者登録制度について】

目的

～災害時に援護が必要となる高齢者、障害者等に、早期に安全な場所への避難誘導・安否確認が取れるよう、要援護者情報を関係機関と共有するため。

対象者～災害時に自力で避難できなく、家族の支援を得られないおそれのある、市内に居住する要援護者。

- 単身及び高齢者のみで生活する 65 歳以上の高齢者
- 単身及び高齢者のみで生活する障害手帳（1～3 級・医療手帳○A及びA）・精神保健福祉手帳 1～2 級の障害者
- 単身及び要介護者のみで生活する要介護 3～5 級の認定者
- その他市長が必要と認めた者

要援護者情報を共用する市関係部局及び関係機関の範囲

- 市長部局（長寿支援課・障害福祉課・介護保険課・警防課・災害対策室）
- 関係機関（民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団・町会・自治会・市社会福祉協議会）

共有する関係機関の守秘義務

- 自主防災組織（町会・自治会）、市社会福祉協議会への提供にあつては、「個人情報保護に関する誓約書」の提出があつたところに提供する。

3. 災害時要援護者支援計画について

【災害時要援護者支援計画について】

- 避難の流れ（災害発生から広域避難場所までの集団避難・自宅生活まで）
- マンション避難の流れ（災害発生から避難者安否確認カード・近隣指定場所から広域避難場所・自宅生活まで）
- 防災マップの作成例
- 災害時要援護者支援計画の概要（災害時要援護者の把握と支援・情報の管理・地図の配布・訓練の実施・災害時による救出援護活動）